

1 観覧用の鉱泉地の評価

観覧用の鉱泉地の価額については、原則として、その観覧の用に供している鉱泉地とその附属施設を一括して、その鉱泉地を観覧の用に供することから生ずる所得金額に複利年金現価率を乗じて計算した金額等により評価していたが、一般の鉱泉地と同様に、その鉱泉地の固定資産税評価額を時点修正する方法等により評価することとした。

(評基通 76＝廃止)

1 従来の取扱い

観覧用の鉱泉地については、その附属施設^(注)と一括して評価するものとし、その鉱泉地及び附属施設の価額は、原則として、その鉱泉地を観覧に供することから生ずる所得の金額及びそのみやげ物等の製造、販売等から生ずる所得の金額の合計額から自家労賃相当額を控除した金額の 100 分の 80 に相当する金額に年数 10 年に応ずる基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額によって評価することとしていた。

(注) 鉱泉地の所有者が、その鉱泉地を観覧の用に供するとともに、これに附帯して、みやげ物等の製造、販売等を行っている場合は、そのみやげ物等の製造、販売等の用に供しているその者の有する土地、建物、商品その他の財産を含む。

2 改正の概要

観覧用の鉱泉地の価額については、一般の鉱泉地の価額の評価との整合性及び評価の簡便性を考慮し、一般の鉱泉地と同様に、評価通達 69((鉱泉地の評価))の定めにより、その固定資産税評価額を時点修正する方法等により評価することとした。